日本司法支援センター 平成18年規程第3号 最終改正 平成25年10月1日 平成25年規程第15号

役員退職手当規程

(総則)

第1条 日本司法支援センターの理事長、理事及び監事(非常勤の者を除く。以下「役員」という。)が退職(死亡した場合及び解任された場合を含む。以下同じ。)した場合においては、この規程の定めるところにより退職手当を支給する。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額を基準とし、これに日本司法支援センター評価委員会(以下「委員会」という。)が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じ、その額に100分の97を乗じて得た額とする。ただし、第4条の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)1月につき、退職の日における異なる役職ごとの俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額に100分の97を乗じて得た額とする。

(在職期間の計算)

第3条 在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端日数」という。)が生じたときは1月とする。

(再任等の取扱い)

- 第4条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一役職の役員に任命されたときは、そ の者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。
- 2 役員が任期満了の日、又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときは、その 者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。
- 3 前2項の規定により引き続き在職したものとみなされた者に支給する退職手当の額は、同一の役職の役員として引き続き在職した期間ごとに計算した額の合計額とする。この場合における退職手当の計算の基礎となる俸給月額は、その者がすべての役職の役員を退職した日における役職ごとの俸給月額とする。
- 4 前項の規定を適用する場合において、退職手当の額を計算する基礎となるそれぞれの役職の 役員の在職期間の合計月数が最初に役員に任命された日からすべての役職の役員を退職した日 までを暦にしたがって計算した在職期間の月数を超えるときは、当該超過月数をそれぞれの役 職の役員の在職期間の月数を計算する場合に生じた端日数の最も少ない在職期間から始め1月 ずつ順次端日数の少ない在職期間から減ずるものとする。この場合において、端日数の等しい 在職期間があるときは、後の役職の役員の在職期間から減ずるものとする。

(退職手当の支給)

- 第5条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人 (本人が死亡したときは、その遺族)に支給する。ただし、役員が、総合法律支援法第26条 第2項第2号の規定により解任されたときは、当該役員には退職手当は支給しない。
- 2 退職手当は、予算その他特別な事由がある場合を除き支給事由の発生した日から1月以内に 支給する。

(退職手当の返納等の取扱い)

第6条 退職手当の返納等の取扱いについては、国家公務員退職手当法第12条第1項、第3項及び同法第12条の2第1項、第3項及び第4項並びに同法第12条の3第1項の規定を準用する。この場合において、「各省各庁の長」とあるのは、「理事長」と読み替えるものとする。

(遺族の範囲及び順位)

- 第7条 第5条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 配偶者(届出をしないが役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
 - (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、及びその他の親族で役員の死亡当時主としてその収入 によって生計を維持していた者
 - (3) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、及びその他の親族で前号に該当しない者
- 2 退職手当を受ける順位は前項各号の順位により、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちに あっては、各号に掲げる順位による。この場合において父母については養父母を先にし、実父 母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母 を先にし、父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき遺族のうち同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

- 第8条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族とはしない。
 - (1) 役員を故意に死亡させた者
 - (2) 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(端数処理)

第9条 この規程によって算出された退職手当の額に100円未満の端数があるときは、これを100 円に切り上げるものとする。

(補則)

第10条 役員退職手当の支給手続その他この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成18年4月10日から施行する。

附 則(日本司法支援センター平成25年規程第15号)

- 1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 第2条中「100分の97」とあるのは、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の99」とする。